

令和6年7月定例農業委員会

議 事 録

小 城 市 農 業 委 員 会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年7月5日（金） 午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 庁舎大会議室（A・B）

3. 出席委員

1 番 松 本 康 博	2 番 香 月 英 昭
3 番 中 村 津多子	4 番 西 村 徳 義
5 番 井 手 悦 郎	6 番 高 塚 和 行
7 番 江 頭 和 夫	8 番 釘 本 勝
9 番 大 屋 博 幸	10 番 古 賀 榮 一
11 番 北 島 英 文	12 番 江里口 勇
13 番 秋 丸 政 光	14 番 江里口 泰 信

4. 欠席委員

な し

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第4条による許可申請について

第3号議案 農地法第5条による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第5号議案 農用地売渡等の希望申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 副 島 政 隆

副局長兼庶務係長 真 子 祐 輝

7. 会議の概要

事務局	皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただいまから始めさせていただきますと思います。 本日は令和6年7月の農業委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
会 長	まず、開会に当たりまして、江里口会長のほうから御挨拶をお願いいたします。 それでは、皆さん今日はどうもお疲れさまでございます。 農家は田植も済んで一段落というところでございますけれども、今日は農業委員会に集まっていただきましてありがとうございます。 世の中はいろいろ変動がございまして、今、東京都知事選の真ただ中でございます。その中に、安芸高田市の石丸伸二候補が出ておりますけれども、いろんな旋風を起こしておるようでございます。 農業につきましては、食料・農業・農村基本法が数年ぶりに改定になりまして、食料自給率が大体38%の中で、結局その食料が足りない分は輸入に依存するというふうなことで話になっておりました。 北海道出身の紙智子議員という、共産党の議員さんでございますけど、その議員さんは兼業農家の出身で、いろいろ農業のことを今の状況に合わせたところと言っておられましたけど、それに今の農林水産大臣ははっきりした答弁ができずに、以前言った言葉の訂正等もされておりました。 今、私たちは精いっぱい農業関係の役を背負っておりますが、今後はやはり選挙に対しては、順番制、組織の順番が来たから大臣になるとかそういうものじゃなくて、自分の身近な、本当に農業を考えてくれるような人を、自分たちの足で、自分たちの力で大臣、衆議院議員とかを選んでいかなければいけないのかなと思っております。本来の投票で落ちて、比例代表で勝って議員になるというような人たちもおられますが、やっぱり国民の投票で決めた人になるべきじゃないのかなと近頃痛切に思うような次第でございます。 今後は私たちも特に重要性を持って、いろんな議員さんとかの話合いの場もあると思いますけれども、農業の倒産とか、雪崩を打った後継者の不足とかを解消して、今、幾らか地域計画をしておりますが、それを何とか後世につなぐような農政をしてくれる人を選んでいかなくちやいかんのかなと思うております。 今日は第1号議案から第5号議案までございますので、皆様方のお力添えをいただいて審議を進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。
事務局	ありがとうございました。 本日は、委員の皆さん全員の出席がございましたので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定によりまして、この会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。
議 長	それでは、ただいまから令和6年7月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私から指名をさせていただきます。 12番江里口勇委員、13番秋丸委員をお願いをいたします。 また、議案に対し質疑がある委員は、必ず挙手をして、事務局からマイクを受け

事務局	取ってから発言をお願いします。 それでは、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 議案資料のほうは1ページから5ページとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) こちらの案件の場所につきましては三日月町袴田地区にある農地でございます。申請理由としては家庭菜園として野菜を栽培したいということで申請がっております。
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)
事務局	全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は2ページを御覧ください。 本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は2件でございます。 まずは申請番号1について説明をいたします。 資料のほうが6ページから10ページまでとなります。 (第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明) こちらの案件の場所についてですけれども、三日月町織島のほうに竹ちゃんラーメンとかセブンイレブンがありますけれども、その南側にある深川という行政区にありまして、深川公民館東側の農地でありまして、転用目的が申請者本人の住宅建設のためでございます。
議 長	被害防除対策についてですけれども、造成については既存のコンクリート土留めを利用されまして、雨水については集水して申請地の西側にある水路へ放水されます。生活雑排水は西側市道の下水道のほうへ接続をされます。 農地区分と許可基準になりますが、農地区分は生産性の低い第2種農地で、周辺の他の土地に立地することが困難な場合に該当すると判断をいたしましたので、許可し得ると考えております。
6 番	以上でございます。 この案件については6番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。 農地法第4条申請事前調査事項。 申請者、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。 調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的を達成することは困難であり、やむを得ないと判断できる。転用目的により申請地を選定した理由は適当である。 ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。 ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、地元の同意も

議 長	得て、遅延なく目的に供されることは確実である。 二、被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水は下水道に接続する。雨水は通路へ流し、周辺農地への影響は少なく適当であると思います。 ホ、その他特記事項については、令和6年6月25日に確認済みです。 令和6年7月5日、農業委員、高塚です。 どうぞよろしくお願いします。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし)
事務局	ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。 次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 資料が11ページから14ページまでとなります。 (第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号2について事務局より説明)
議 長	こちらの案件の場所は三日月町のメディカルモールおぎの南東側にある農地です。転用目的は申請者の既存住宅用地でございまして、資料の14ページを見ていただくと分かりやすいのですが、平成23年に申請者が住宅を建設された際に、業者が南側の農地との境界を誤ってブロック塀を設置してしまったため、既に宅地として利用されている土地について転用申請をされるものです。 被害防除対策ですが、既に宅地として利用されておりますので、現状のまま利用されるため農地への影響はありません。 また、農地区分と許可基準ですが、農地区分は市役所から500メートル以内にある第2種農地、周辺の他の土地に立地することが困難な場合に該当すると判断しましたので、許可し得ると考えております。 以上でございます。
2 番	この案件については2番香月委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。 農地法第4条申請事前調査事項。 申請者、申請農地、転用目的は、先ほど事務局から報告されたとおりです。 この物件はもう既に工事が終わり、施工済みでございます。 その他の特記事項として、令和6年6月25日に現地を確認済みです。 令和6年7月5日、小城農業委員会農業委員、香月英昭。 よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。 次に、第3号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局	議案書は３ページを御覧ください。 本日の農地法第５条の許可申請の審議件数は３件でございます。 申請番号１について説明をいたします。 資料のほうが１５ページから２０ページまでとなります。 （第３号議案 農地法第５条許可申請、申請番号１について事務局より説明） この案件の場所につきましては小城町の行武歯科医院の東側にある農地で、転用目的としては特定建築条件付売買予定地でございます。 被害防除対策ですが、周辺に農地はありませんけれども、造成については既存の土留めを利用されまして、雨水については集水して申請地の南側水路と西側にある道路側溝へ排水されます。生活雑排水は合併浄化槽で浄化した後に、南側の水路を通じて西側市道の側溝へ排水されます。 農地区分と許可基準ですけれども、農地区分は申請地の周辺は住宅が連たんしている第３種農地で、許可し得ると考えております。 以上でございます。
議 長	この案件については１１番北島委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。
１１番	それでは、事前調査について報告をいたします。 調査事項で、申請目的及び位置の検討については、住宅地であり、近くには５分ぐらいのところに病院があったり、住宅地としては適当であると判断できます。 それから、計画面積の検討については、利用計画図によりまして適当であると判断できます。 実現確実性の判定については、隣接地、地元の同意もなされて、周辺の状況から見て達成できると判断できます。 被害防除施設・用排水の検討については、家庭排水はさっき説明がありましたように南側の水路に、そして、西側の水路にも排水する計画であり、周辺への影響は少なく適当であると判断できます。 その他の件については、先月２５日に現地調査をいたしまして確認済みでございます。
議 長	以上、よろしく願いいたします。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号１について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号１は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
事務局	次に、申請番号２について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号２について説明をいたします。 資料のほうが２１ページから２５ページまでとなります。 （第３号議案 農地法第５条許可申請、申請番号２について事務局より説明） この案件の場所については三日月町本告のたちばな保育園西側にある農地で、転用目的はたちばな保育園の改築のための作業用通路を確保するための一時転用でございます。 被害防除対策ですが、造成については土留め工事をされまして、隣接農地への通路も確保されることになっております。排水計画についてですが、雨水については

	西側水路に排水をされます。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は相当数の街区を形成している第2種農地で、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であるため、許可し得ると考えております。 以上でございます。 この案件については3番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。
議 長	
3 番	農地法第5条申請事前調査報告をいたします。 貸付人と借受人、申請農地、転用目的については事務局の報告のとおりです。 調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断しました。 ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断します。 ハ、実現確実性の判定について、ここは早急に転用する必要がある、遅滞なく目的に供されることは確実であると思います。 ニ、被害防除施設・用排水の検討ですが、重機とか車両の搬入道路として使用されることで、特に排水については問題はないと思います。 また、周辺には耕作してある農地はなくて、農地には特に影響ないと思います。 ホ、その他特記事項については、先月の25日に現地にて確認済みです。 以上、よろしく御審議ください。
議 長	
4 番	ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。 一時転用ということですので、後もってまた農地に戻されるのかということと、一時転用ですので、許可の期限を設定されるのか教えてください。いつまでにまた復元するとかですね。
事務局	お答えします。 まず、一時転用ということで、農地の復元確約書も出されておりますので、基本的に一時転用が終了したら農地に戻されるというところが1点です。 2点目につきましては、基本的には改築工事が今年12月で終了する御予定だったんですけども、先日、借受人さんが改築の入札をされたところ、入札が不調に終わったということで、現在のところは令和7年3月、年度末ぐらい、それまでには完了したいということで報告がっておりますので、基本的には年度末あたりまでの許可ということで考えております。
議 長	以上です。 ほかにございませんでしょうか。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
事務局	次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号3について説明をいたします。 資料が26ページから30ページまでとなります。 (第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明) この案件の場所につきましては、先ほど第2号議案の申請番号2番で審議をいただいた農地の南側にある農地になります。

議 長 2 番	転用目的は建売分譲住宅9棟でございます。 被害防除対策ですが、造成については土留め工事をされまして、隣接農地への通路も確保されることになっております。 排水計画についてですが、雨水については西側の道路側溝に排水され、生活雑排水は下水道で同じく西側の市道のほうへ排水をされます。 また、先月25日の現地調査の際に委員の皆さんから、農業用パイプラインと、その申請地のさらに南側にある農地への進入口についての御質問があつておりまして、その回答になりますが、パイプラインにつきましては申請地の西側のほうに南北に入っておりまして、営農に支障を来たさないように移設されます。また、南側農地の進入口については、農地の所有者の方と申請人の方がお話をされておられまして、南側農地の東側のほうに幅5メートルほどの道路が接続しているので、そこから入ることができるので現状のままでいいということでお話をされているようでございます。 農地区分と許可基準になりますが、農地区分は市役所から500メートル以内にある第2種農地で、周辺の他の土地に立地することが困難な場合に該当すると判断しましたので、許可し得ると考えております。 以上でございます。 この案件については2番香月委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。 農地法第5条申請事前調査事項。 譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は、先ほど事務局のほうから報告があつたとおりです。 調査事項について申し上げます。 イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。 ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。 ハ、実現確実性の判定について、地元に事前計画が説明されており、申請目的に供されるのは確実である。 ニ、被害防除施設・用排水の検討について、申請地周辺に側溝を敷設され、雨水は西側水路へ排水し、雑排水は下水道に接続し排水する計画であり、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。 その他特記事項について、令和6年6月25日、現地調査済みです。 令和6年7月5日、小城市農業委員会農業委員、香月英昭。 よろしくお願いします。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。 次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。 初めに、1、利用権設定について、申請番号1から申請番号35まで一括して事

事務局	事務局から議案の説明をお願いします。 議案書が４ページから１１ページまでとなります。 農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。 本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が３８筆、利用権の再設定が４２筆、合計で８０筆、総面積が２０万５，０７６平方メートルでございます。 今回の全ての申請について、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第２号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。 以上でございます。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号１から申請番号３５までについては原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	続いて、２番の所有権移転についてを議題とします。 申請番号６０１について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は１２ページを御覧ください。 農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。 本日の所有権移転の審議件数は２件でございます。 まず、申請番号６０１について説明をいたします。 （所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。）
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号６０１について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号６０１は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号６０２について事務局から説明をお願いします。 申請番号６０２です。 （所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。）
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号６０２について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号６０２は原案のとおり承認することに決定しまし

事務局	た。 次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は13ページになります。 農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。 本日の売渡希望の審議件数は3件でございます。 まず、申請番号1について説明をいたします。 議案資料が31ページから33ページになります。 申請番号1番、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	（挙手） 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 議案資料が34ページから38ページです。 申請番号2番、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	（挙手） 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号3について説明をいたします。 議案の資料は39ページから41ページになります。 申請番号3番、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 ほかに皆さん方の中から何かございましたら御意見をちょうだいいたしたいと思っています。 （なし） ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いします。

今日机の上にお渡ししていた資料のほうの説明を若干させていただきます。

まず、農地の賃借料の情報ということで、令和5年1月から令和5年12月までに締結された分の金額が出ましたので、今後の利用権設定の際にはこちらを参考価格としてお渡しをしたいと考えています。

横向きになって、ちょっと字がちっちゃくなっておりますが、右側にこれまでの平均の賃借料と今回の賃借料がどのように変わってきているかということで表にしております。小城町のA地区、B地区については上昇、三日月のA地区、B地区につきましては若干下がっていると。牛津については若干上がっております。芦刈が若干下がっているというふうな状況になっております。今後の利用権設定のときにはこちらの金額を御案内したいと考えております。

それから、農業公社のチラシ、カラー刷りのチラシをお手元のほうに配っています。次回発行する市報のほうにも同じような内容で若干載せようと思っておりますけれども、来年度から利用権の設定というのが市ではすることができなくなりまして、全て公社のほうで扱うという変更になっています。そこが1点目。

2点目につきましては、手数料を公社のほうが取りますよということで、チラシの裏のほうになるんですが、一番下にイラストで書いてあります。この例でいきますと、10アール当たり年間の賃料が仮に1万円だった場合、まず、持主の方は1万円から手数料、1%ですね、に消費税プラス10円ということで110円引かれます。借りる方は、1万円プラス、手数料が1%取られたプラス消費税ということで、賃料の支払いは公社のほうに1万110円払うということになります。貸主は、その手数料を払わないでもいいけれども、1万円をもらうのではなくて、手数料プラス消費税を差し引かれた9,890円、こちらのほうを受け止めるという形になっています。

ただし、耕作者、借りる方につきましては、手数料は最高5万円までというふうに、税抜ですね。ですので、5万5,000円が上限額になっています。貸すほうは上限がないということで、面積を多く貸される方はそれだけ手数料を取られてしまいますよというふうに変更になります。

こちらのほうは今後、例えば生産組合長会とかの中でも説明をしていかなければいけないと思っておりますが、来月の農業委員会、8月5日になりますが、15時からこちらの中間管理事業についての説明を、公社のほうから来ていただいて、農業委員さんと推進委員さんと集まっていって説明会を行いたいと思っておりますので、そちらはまた後もって御案内のほうを送りたいと思っております。

すみませんが、一応一通り見ていただいて、来月の説明会の折に御質問がある方はその場で御質問をいただきたいと思っております。よろしく願います。

それでは、次回の日程のほうを御案内したいと思います。

今月の農地転用の現地調査については、7月25日木曜日、午後1時30分から2-6会議室です。

8月の定例農業委員会は、8月5日月曜日の午後1時30分からこちらの会議室となっております。終了後、公社さんのほうから説明会を15時から予定しております。よろしく願います。

以上です。

それでは、以上をもちまして7月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員